

愛知淑徳大学大学院学資援助に係る特別給付奨学金 1（経済支援）施行細則

（趣旨）

第1条 この細則は、[愛知淑徳大学大学院学資援助規程（以下、「規程」という。）第9条](#)の規定に基づき、[規程第2条第1項第3号](#)に規定する奨学金（以下、「奨学金1」という。）の施行について必要な事項を定める。

（給付対象）

第2条 愛知淑徳大学大学院の標準修業年限（長期履修学生は許可された長期履修期間。いずれも休学期間は除く）を越えて在学する者及び留学生を除く正規の課程に在籍し、入学後6か月以上を経過した次の各号に該当する大学院学生を対象とする。

- （1）経済的理由により著しく就学が困難と認められる者
- （2）就学継続の意思が強固と認められる者
- （3）単位上の基準を設けないが、標準修業年限（長期履修学生は許可された長期履修期間）を超えることなく、修了する見込みがある者
- （4）家計支持者（父母・父母がいない場合は代わって家計を支えている者）又は学費支弁者の年間所得合計から別に定める家計控除を差し引いた額（認定所得額）が250万円以下となる者

（給付額・給付回数）

第3条 奨学金1の給付額は、学生一人あたり年額20万円とし、在学中1回給付を受けることができる。ただし、奨励給付奨学金1又は2を受給している場合、給付は不可とする。

（使途）

第4条 奨学金1の使途は入学金、授業料、教育充実費、実験実習費とする。

（採用人数）

第5条 毎年度4名。

（申請）

第6条 奨学金1の給付を希望する学生は、指定する期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

- （1）奨学金申請書（[別記様式1](#)）
- （2）成績証明書
- （3）家庭の経済事情を証明する書類

（選考・決定）

第7条 給付学生の選考は、第2条に該当する申請者のうち、認定所得額等経済的困窮の程度により学資援助委員会（以下、「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、選考結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は選考結果により奨学金給付の採否の決定を行う。

（通知）

第8条 学長は、奨学金1希望者に対し、奨学生決定通知書（[別記様式2](#)）又は奨学生選考結果通知書（[別記様式3](#)）により、採否について通知するものとする。

（奨学金の交付手続き）

第9条 前条の奨学生決定通知を受けた者（以下、「奨学生」という。）は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）誓約書（[別記様式4](#)）
- （2）奨学金振込口座届（[別記様式5](#)）
- 2 誓約書にて届け出た連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届（[別記様式4-2](#)）、氏名及び住所を変更する場合は、氏名・住所変更届（[別記様式4-3](#)）を速やかに提出しなければならない。

(奨学金の交付方法)

第10条 奨学金 1 は、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。ただし、学納金の一部又は全額が未納の場合は、学納金と相殺するものとする。

(奨学金の取消し)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると委員会が認めたときは、奨学金 1 の給付を取消すものとする。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) [学則](#)による懲戒処分を受けたとき
- (3) 提出書類への虚偽記載など、不正が判明したとき
- (4) その他、奨学生として適当でないと認めたとき

(奨学金の返還)

第12条 奨学生は、前条の規定により、奨学金 1 の給付が取消されたときは、奨学金借用証書 ([別記様式 6](#)) 及び奨学金返還計画書 ([別記様式 7](#)) を、連帯保証人と連署のうえ、学長に提出し、速やかに奨学金 1 を返還しなければならない。

- 2 前項による奨学金 1 の返還期限は、原則として取消しのあった月の翌月 1 日から起算して 1 ヶ月以内とする。
- 3 奨学金 1 を返還すべき者が、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠ったときは、返還未済額の全部又は一部について、期日を指定して返還させることができる。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、奨学金 1 の給付に関して必要な事項は、委員会で審議し、学生部長が上申のうえ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[別記様式 1 \(第 6 条関係\) 奨学金申請書](#)

[別記様式 2 \(第 8 条関係\) 奨学生決定通知書](#)

[別記様式 3 \(第 8 条関係\) 奨学生選考結果通知書](#)

[別記様式 4 \(第 9 条関係\) 誓約書](#)

[別記様式 4-2 \(第 9 条関係\) 連帯保証人変更届](#)

[別記様式 4-3 \(第 9 条関係\) 氏名・住所変更届](#)

[別記様式 5 \(第 9 条関係\) 奨学金振込口座届](#)

[別記様式 6 \(第 12 条関係\) 奨学金借用証書](#)

[別記様式 7 \(第 12 条関係\) 奨学金返還計画書](#)